

平成 17 年 度  
茨 城 県 職 員 採 用 選 考 案 内

平成 18 年 1 月 4 日

茨城県人事委員会

水戸市笠原町 9 7 8 番 6 (〒310-8555)

電話 0 2 9 - 3 0 1 - 5 5 4 9

茨城県総務部人事課

水戸市笠原町 9 7 8 番 6 (〒310-8555)

電話 0 2 9 - 3 0 1 - 2 2 7 8

次により、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、ソーシャルワーカー、児童自立支援専門員、臨床検査技師、臨床工学技士及び診療情報管理士を採用するための選考考査を行います。

1 採用予定人員及び勤務場所等

採用職種	採用予定人員	勤務場所	採用予定年月日
看護師	2 名程度	知事部局等の病院，福祉施設等	平成 18 年 4 月 1 日 以降
保健師	1 名程度	保健所等	
理学療法士	1 名程度	知事部局等の病院，福祉施設等	
作業療法士	1 名程度	知事部局等の病院，福祉施設等	
心理判定員	3 名程度	知事部局等の病院，福祉施設等	
ソーシャルワーカー	2 名程度	知事部局等の病院等	
児童自立支援専門員	1 名程度	福祉施設等	
臨床検査技師	2 名程度	知事部局等の病院等	
臨床工学技士	2 名程度	知事部局等の病院等	
診療情報管理士	1 名程度	知事部局等の病院等	

知事部局等とは、知事部局のほか、平成 18 年 4 月 1 日設置予定の病院局を含みます。

1 受考資格

[ 看護師 ]

次のいずれにも該当する人

- ( 1 ) 昭和 51 年 4 月 2 日から昭和 61 年 4 月 1 日までに生まれた人
- ( 2 ) 看護師の免許を有する人又は平成 18 年 2 月に実施される看護師国家試験により看護師の免許を取得見込みの人

[ 保健師 ]

次のいずれにも該当する人

- ( 1 ) 昭和 51 年 4 月 2 日から昭和 60 年 4 月 1 日までに生まれた人
- ( 2 ) 保健師の免許を有する人又は平成 18 年 2 月に実施される保健師国家試験により保健師の免許を取得見込みの人

[ 理学療法士 ]

次のいずれにも該当する人

- ( 1 ) 昭和 51 年 4 月 2 日から昭和 60 年 4 月 1 日までに生まれた人
- ( 2 ) 理学療法士の免許を有する人又は平成 18 年 3 月に実施される理学療法士国家試験により理学療法士の免許を取得見込みの人
- ( 3 ) 日本国籍を有する人

[ 作業療法士 ]

次のいずれにも該当する人

- ( 1 ) 昭和 5 1 年 4 月 2 日から昭和 6 0 年 4 月 1 日までに生まれた人
- ( 2 ) 作業療法士の免許を有する人又は平成 1 8 年 3 月に実施される作業療法士国家試験により作業療法士の免許を取得見込みの人
- ( 3 ) 日本国籍を有する人

[ 心理判定員 ]

次のいずれにも該当する人

- ( 1 ) 昭和 5 1 年 4 月 2 日から昭和 5 9 年 4 月 1 日までに生まれた人
- ( 2 ) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科を修めて卒業した人又は平成 1 8 年 3 月に卒業見込みの人
- ( 3 ) 日本国籍を有する人

[ ソーシャルワーカー ]

次のいずれにも該当する人

- ( 1 ) 昭和 5 1 年 4 月 2 日から昭和 5 9 年 4 月 1 日までに生まれた人
- ( 2 ) 精神保健福祉士として登録された人又は平成 1 8 年 1 月に実施される精神保健福祉士国家試験に合格し、精神保健福祉士として登録見込みの人
- ( 3 ) 日本国籍を有する人

[ 児童自立支援専門員 ]

次のいずれにも該当する人

- ( 1 ) 昭和 5 1 年 4 月 2 日から昭和 6 0 年 4 月 1 日までに生まれた人
- ( 2 ) 次に掲げる要件のいずれかに該当する人
  - ア 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所を卒業した人又は平成 1 8 年 3 月に卒業見込みの人
  - イ 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において、心理学、教育学、社会学のいずれかを専修する学科を修め卒業し、1年以上児童自立支援事業に従事した人
  - ウ 学校教育法に基づく高等学校もしくは中等教育学校を卒業した人もしくは通常の課程による12年の学校教育を終了した人又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した人であって、3年以上児童自立支援事業に従事した人
  - エ 学校教育法に基づく小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する人であって、1年以上児童自立支援事業に従事した人
- ( 3 ) 日本国籍を有する人

[ 臨床検査技師 ]

次のいずれにも該当する人

- ( 1 ) 昭和 5 1 年 4 月 2 日から昭和 6 0 年 4 月 1 日までに生まれた人
- ( 2 ) 臨床検査技師の免許を有する人又は平成 1 8 年 3 月に実施される臨床検査技師国家試験により臨床検査技師の免許を取得見込みの人

[ 臨床工学技士 ]

次のいずれにも該当する人

- ( 1 ) 昭和 5 1 年 4 月 2 日から昭和 6 0 年 4 月 1 日までに生まれた人
- ( 2 ) 臨床工学技士の免許を有する人又は平成 1 8 年 3 月に実施される臨床工学技士国家試験により臨床工学技士の免許を取得見込みの人
- ( 3 ) 日本国籍を有する人

[ 診療情報管理士 ]

次のいずれにも該当する人

- ( 1 ) 昭和 5 1 年 4 月 2 日から昭和 6 1 年 4 月 1 日までに生まれた人
- ( 2 ) 四病院団体協議会（（社）日本病院会、（社）全日本病院協会、（社）日本医療法人協会、（社）日本精神科病院協会）及び（財）医療研修推進財団から診療情報管理士の認定を受けている人又は平成 1 8 年 2 月に実施される診療情報管理士認定試験により当該認定を受ける見込みの人
- ( 3 ) 日本国籍を有する人

ただし、上記の資格に該当しても地方公務員法第 1 6 条各号に該当する人は受考できません。

### 3 考査日，考査会場及び合格者の発表

- (1) 考査日 平成18年2月2日(木)午前8時30分から
- (2) 考査会場 茨城県水戸生涯学習センター(水戸市愛宕町4-1 TEL 029-228-1313)  
当日は，午前8時20分までに集合してください。  
なお，受験票は発行しないので，当日，受付で名前を申し出てください。  
考査会場への自家用車の乗り入れは禁止します
- (3) 持参品 鉛筆(HB3本以上)，消しゴム，鉛筆削り，ボールペン  
昼食は各自で用意してください。
- (4) 合格者発表 3月上旬(予定)にすべての考査項目を受考した受考者全員に通知します。

### 4 受考手続

次の書類を平成18年1月26日(木)までに(必着)茨城県総務部人事課へ提出願います。

- (1) 履歴書(県規定の用紙)
- (2) 身体検査書(県規定の用紙)
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書(在学中の人にあつては，卒業見込証明書及び成績証明書)
- (4) 採用職種に必要な各種免許等の写し(取得済みの人のみ)

### 5 考査の方法

項目	方法	内容
教養考査	択一式 (2時間)	筆記考査とし，公務員として必要な一般的知識，知能等をみます。
論文考査		文章による表現力，課題に対する理解力等をみます。 (看護師，保健師及び臨床検査技師を除く。)
口述考査	個別面接	主として人物についての評定を行います。
適性検査		通常の職務遂行に必要な適性の有無についてみます。
身体検査		身体検査書により審査します。

職種によって，採用予定人員に対して応募者が多数の場合には，教養考査の成績が一定基準以上の人のみ論文考査及び口述考査を実施します。

### 6 給与

給与は，職員の給与に関する条例・規則により支給されますが，例えば，卒業後，直ちに採用された場合の給料(基本給)及び手当は，次のとおりです。

- (1) 給料 (H18.1.1現在)(単位:円)

職種	看護師	保健師	理学療法士	作業療法士	心理判定員
給料月額	短大3卒 196,000	大卒 201,600	大卒 182,400	大卒 182,400	大卒 176,800
		短大3卒 196,000	短大3卒 176,100	短大3卒 176,100	
職種	ソーシャル ワーカー	児童自立支援 専門員	臨床検査技師	臨床工学技士	診療情報 管理士
給料月額	大卒 176,800	大卒 182,100	大卒 182,400	大卒 182,400	短大2卒 153,800
			短大3卒 176,100	短大3卒 176,100	

- ・ 上記の給料月額は，それぞれに示した資格を所持し，又は学歴区分に属する学校を卒業した場合の額で，職務経歴等がある場合は，一定の額が加算されることがあります。
- ・ 勤務する課所によっては，給料の調整額として一定の額が上記の給料月額に加算されることがあります。
- ・ なお，これらの額は，条例改正等により変更されることがあります。

(2) 手当

扶養手当，住居手当，通勤手当，時間外勤務手当及び期末・勤勉手当等があります。

7 福利厚生

共済組合に加入することにより，療養給付，災害給付，貸付金等が受けられます。また，全国に保養所等の宿泊施設があり利用することができます。

8 採用

- ・ 看護師，保健師，理学療法士，作業療法士，臨床検査技師及び臨床工学技士にあっては，それぞれの免許を取得しない人は，この選考に合格しても採用されません。

なお，理学療法士，作業療法士及び臨床検査技師の場合，平成18年3月に実施される国家試験を受験する人については，国家試験合格発表後に採用されます。

- ・ 心理判定員にあっては，平成18年3月に大学を卒業する見込みで受考した人は，卒業した場合のみ採用されます。

- ・ ソーシャルワーカーにあっては，精神保健福祉士として登録されない人は，この選考に合格しても採用されません。

なお，平成18年1月に実施される精神保健福祉士国家試験を受験する人については，国家試験合格発表後，精神保健福祉士として登録後に採用されます。

- ・ 児童自立支援専門員にあっては，平成18年3月に国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所を卒業見込みで受考した人は，卒業した場合のみ採用されます。

- ・ 診療情報管理士にあっては，当該認定を受けられない人は，この選考に合格しても採用されません。

なお，平成18年2月に実施される診療情報管理士認定試験を受験する人については，認定試験合格発表後，診療情報管理士として認定後に採用されます。

9 この選考についての問合せ

茨城県総務部人事課（029-301-2278）又は茨城県人事委員会（029-301-5549）へ問い合わせてください。